

児童生徒の学習評価及び指導要録の改善について ——新しい学習指導要領への対応——

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室 教科調査官
国立教育政策研究所教育課程研究センター 教育課程調査官

池守 滋

1. はじめに

文部科学省では、新しい学習指導要領の実施に伴い、学習評価の基本的な在り方について、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に設置された「児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループ」において、平成21年6月から検討を依頼した。その結果、新しい学習指導要領の基本的な考え方を踏まえた「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（以下、「報告」という）が、平成22年3月24日、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会においてとりまとめられた。

文部科学省においては、この「報告」を受け、各学校における学習評価が円滑に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となる配慮事項等をまとめ、平成22年5月11日付けで文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（以下、「通知」という）を発出した。

「報告」及び「通知」による学習評価及び指導要録の基本的な考え方などについて、以下に示す。

2. 学習評価と指導要録について

学習評価は、学校における教育活動に関して、

生徒の学習状況を評価するものである。現在、各教科については、学習状況を分析的にとらえる観点別学習状況の評価と総括的にとらえる評定とを、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施することとされている。〔学習評価には、このような目標に準拠した評価（絶対評価）のほか、学級・学年などの集団の中での相対的な位置付けに関する集団に準拠した評価（相対評価）や、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない生徒たち一人一人のよい点や可能性及び進歩の状況などを評価する個人内評価がある。〕つまり、学習評価は、学習指導要領に掲げる目標に基づき各学校における学習活動に関して、生徒の学習状況を把握し指導の改善に生かすものであり、生徒一人一人の資質や能力の向上を促すとともに、授業の改善に生かしていくなど、教育活動全体の改善につなげていく上で、重要な役割を担っている。

また、学校を設置する教育委員会等は、学校の管理運営に関する基本的事項を定め、指導要録の様式等の学習評価に係わる基本的事項を定めることとされている。各学校は、学習指導要領等に従い、地域や学校の実態等を考慮して適切な教育課程を編成し、学習指導と学習評価を実施することとなっている。

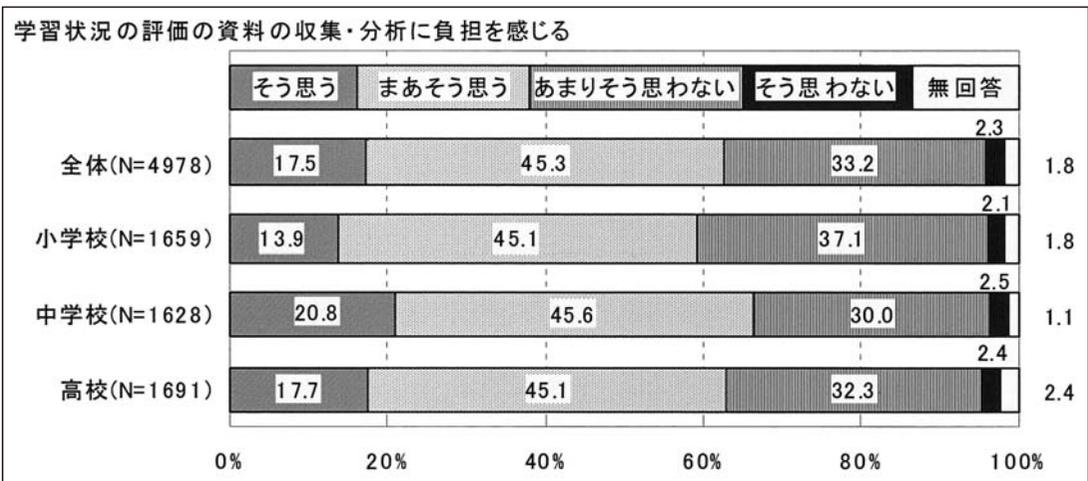
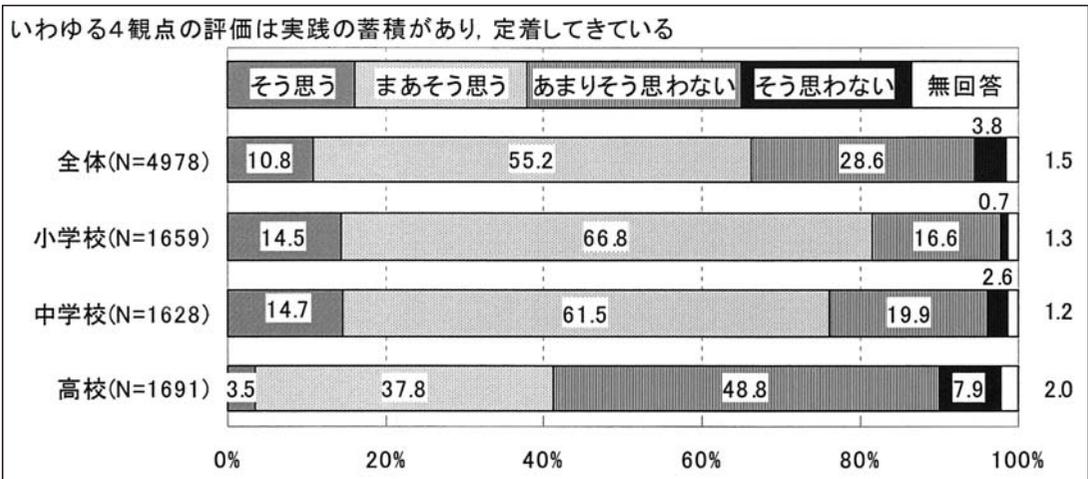
3. 学習評価の方向性

文部科学省において平成21年度に実施した「学習指導と学習評価に対する意識調査」によれば、小・中学校においては、現在の学習評価が教師に定着していることが明らかになった。一方では、教師が、評価の資料の収集・分析に、負担を感じたり、学習評価を授業改善につなげていく必要があると感じたりするなど、学習評価の一層の定着に向けてはいくつかの課題があることも明らかになった。このため、学習指導と学習評価の一体的な取組を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実

を図ること、学校における教育活動を組織として改善するという学習評価の目的の重要性が、改めて指摘された。

このような学習評価の現状・課題と目的を踏まえ、新しい学習指導要領の下における学習評価の改善を図っていくためには、

- ① きめの細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価を引き続き着実に実施すること、
- ② 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項を学



出典：平成21年度文部科学省委託調査「学習指導と学習評価に対する意識調査」

習評価において適切に反映すること、
③ 学校や設置者の創意工夫を生かすこと、
の3つの基本的な考え方に沿って学習評価を行うことが必要である。

特に、学習指導と学習評価の一体的な取組を通じて、生徒一人一人に学習指導要領に示す指導内容を定着させていくことが重要である。このため、各学校においては、教育課程の編成やそれに基づいた学習指導の目標や内容等について、指導計画等を作成(Plan)し、この指導計画を踏まえた教育を実施(Do)し、生徒の学習状況の評価とともに、それを踏まえた指導計画等の評価(Check)を行い、それらの評価を踏まえて授業の充実や指導計画の改善(Action)を行うという、学習指導と学習評価に係る学校全体のPDCAサイクルを確立することが求められている。

4. 観点別学習状況の評価

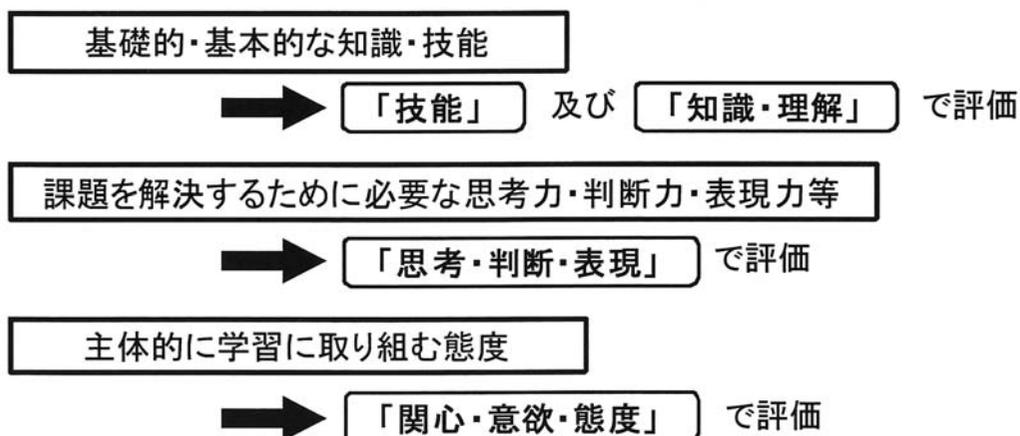
「報告」においては、新しい学習指導要領が「生きる力」をはぐくむという理念を引き継いでいること等を踏まえ、評価の観点については大きな見直しは不要であるとされた。

しかし一方では、指導と評価の一体化を更に進めるためには、学校教育法の改正を踏まえ、

新しい学習指導要領の総則において明示された学力の3つの要素(①基礎的・基本的な知識・技能、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度)と評価の観点との関係を整理することが必要とされた。また、新しい学習指導要領は、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成することを重視するとともに、言語活動を充実することとしていることから、これらの能力を適切に評価し、一層育成していくため、各教科の内容等に即して思考・判断したことを、その内容を表現する活動と一体的に評価する観点(「思考・判断・表現」)を設定することが適当であるとされた。

これらのことを踏まえ、新しい学習指導要領の下における評価の観点については、「知識・理解」、「技能」、「思考・判断・表現」及び「関心・意欲・態度」に整理された。つまり、学力の3つの要素との関係を踏まえつつ、おおむね、基礎的・基本的な知識・技能については「知識・理解」及び「技能」において、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等については「思考・判

学力の3つの要素との整理



断・表現」において、主体的に学習に取り組む態度については「関心・意欲・態度」において、それぞれ評価するものと整理された。

「通知」においては、この基本的な整理と各教科の特性を踏まえ、教科ごとに観点等を示している。以下で、各観点の評価に関する考え方を述べる。

① 「知識・理解」及び「技能」の評価に関する考え方

「知識・理解」は、各教科において習得すべき知識や重要な概念等を生徒が理解できているかどうかを評価するものである。「技能」は、各教科において習得すべき技能を生徒が身に付けているかどうかを評価するものである。教科によって違いはあるものの、現在の「技能・表現」で評価している内容を引き続き「技能」で評価することが適当であるとした。

なお、今回、各教科の内容等に即して思考・判断したことを、その内容を表現する活動と一体的に評価する観点として「思考・判断・表現」を設定することから、当該観点における「表現」との混同を避けるため、評価の観点の名称を「技能・表現」から「技能」に改めた。

② 「思考・判断・表現」の評価に関する考え方

「思考・判断・表現」は、それぞれの教科の知識・技能を活用して課題を解決すること等のために必要な思考力・判断力・表現力等を生徒が身に付けているかどうかを評価するものである。「思考・判断・表現」として、従来の「思考・判断」に「表現」を加えて示した趣旨は、この観点に係る学習評価を言語活動を中心とした表現に係る活動や生徒の作品等と一体的に行うことを明確にするものである。

なお、現在の観点である「思考・判断」については、中・高等学校において、評価の4観点のうち最も評価が円滑に実施されていないと教師が感じている観点である。そのため、「思考・判断・表現」の評価に当たっては、それぞ

れの教科の知識・技能を活用する、論述、発表や討論、観察・実験とレポートの作成といった新しい学習指導要領において充実が求められている学習活動を積極的に取り入れ、学習指導の目標に照らしてその実現状況を評価することが求められる。

③ 「関心・意欲・態度」の評価に関する考え方

「関心・意欲・態度」は、各教科が対象としている学習内容に関心をもち、自ら課題に取り組もうとする意欲や態度を生徒が身に付けているかどうかを評価するものである。

先述の文部科学省の調査において、本観点についてもその円滑な評価に課題があるとされた。「関心・意欲・態度」の観点についての評価に当たっては、授業や面談における発言や行動等を観察するほか、レポートの作成、発表などといった学習活動を通して評価することが考えられる。また、適切な評価時期を設定することや学習指導の目標に沿った学習評価を行うこと等の工夫も重要である。

5. 効果的・効率的な学習評価の推進

① 学習評価に係る学校における組織的な取組と国や教育委員会等の支援による効果的・効率的な学習評価の推進

教師の負担感の軽減を図るとともに、各学校における評価の妥当性、信頼性等を高めるためには、学校、設置者、都道府県、国が適切にその果たすべき役割を果たし、全体として学習評価の推進を図っていくことが求められる。

具体的には、学校においては、従来からの蓄積も踏まえ、新しい学習指導要領に対応した評価規準や評価方法の充実を図り、学校内においてこれらの一層の共有を進めるとともに、評価結果について教師同士で検討すること、実践事例を着実に継承していくこと、教師の力量の向上を図るなど校長のリーダーシップの下で、学校として組織的・計画的に学習評価に取り組むことが必要である。

また、設置者においても、地域や学校の実情を踏まえながら学習評価の基本的な事項を定めるとともに、学校に対する適切な指導・助言を行うことが求められる。併せて、地域の教員の自主的な研究組織である教育研究会などと連携を図り、地域で評価規準を共有するなどの取組を進めることも期待される。

さらに、都道府県等においては、学習評価に関する研究を進め、学習評価に関する参考となる資料を示すとともに、具体的な事例の収集・提示を行うことが重要である。

国としても、今後、評価規準など評価の参考となる資料を作成することとしており、学校における学習評価の参考にしていきたい。

② 保護者等への積極的な説明

学習評価への信頼を高めていくためには、学校等における組織的な取組の充実に加え、保護者等の理解の促進を一層図っていくことも重要である。学校から保護者等に対して丁寧な情報提供が行われることにより、保護者等が生徒の学習状況を適切に把握し、家庭学習の充実につながる事が可能となる。また、生徒にとっても、学習評価は自らの学習状況に気付き、その後の学習や発達・成長が促される契機となる。

学習評価については、評価結果はもとより、学校の学習評価の趣旨や方法についても保護者等の理解を進めることが重要である。なお、学校には、新学習指導要領の円滑な実施のためにその趣旨と内容を適切に保護者や生徒に伝えることが求められており、新学習指導要領に関する広報に合わせて学習評価についても説明していくことが大切である。

③ 学習評価における情報通信技術の活用

教師の負担の軽減を図り、効果的・効率的な学習評価を推進するためには、情報通信技術を活用し、学校や同一地域で評価の関係資料を共有したり、指導要録の電子化を進めることにより事務の改善を図ることも重要である。

なお、指導要録は法令に基づいて作成と保存が義務付けられている文書だが、現在の法制度上、情報通信技術を活用して指導要録を作成、保存、送付することは可能である。(指導要録の電子化に関する参考資料を作成する予定)

6. 指導要録の改善について

指導要録は、生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものである。文部科学省により、その記載事項や様式等の例が示されている。

前述のような学習評価の基本的な改善の方向を受け、指導要録については、現行と同様に「指導機能」と「証明機能」の2つを合わせ持つものとされた。また、今回も国が指導要領の「参考様式」を示し、設置者及び各教育委員会が学校の指導要録の様式を定めるものとした。

なお、評定は、簡素で分かり易い情報を提供するものとして、生徒の教科の学習状況を総括的に評価するものである。また、教師同士の情報共有や保護者等への説明のためにも有効である。このため、評定を行うことは、引き続き必要であるとされた(小学校の低学年を除く)。各学校においては、設置者等の方針に沿って、自校における指導の重点や評価方法等を踏まえ、各教科の総括的な学習状況をとらえる評定の決定方法を検討し、適切な方法を定める必要がある。また、そのような評定の決定方法を対外的に明示することも求められている。

7. 高等学校の学習評価と指導要録

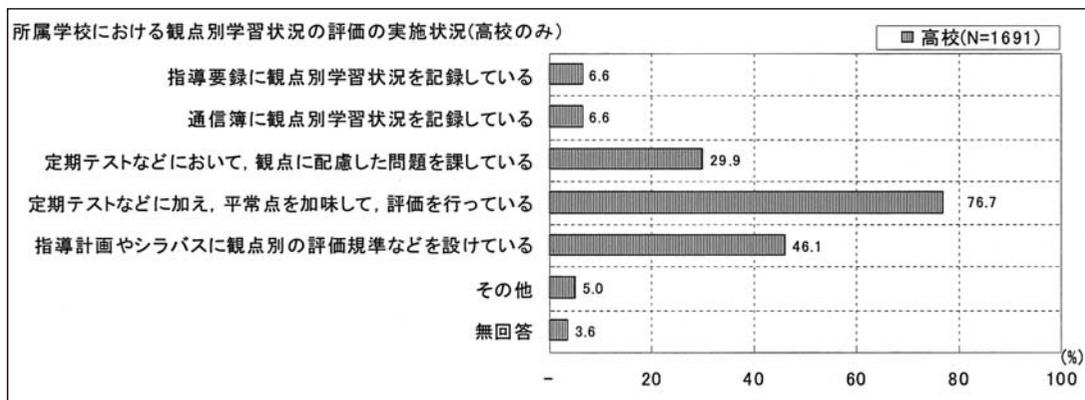
高等学校については、従来、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して設定した当該教科・科目の目標や内容に照らし評価がなされてきた。先述の調査によれば、高等学校については、小・中学校ほど観点別学習状況の評価が定着していないことが明らかになるなど、学習評価を巡る状況が小・中学校とは異なる状況にあ

る（図参照：「観点別評価は実践の蓄積があり、定着してきているか。」の質問に、小学校教師約81%，中学校教師76%が肯定的に答えているが、高校教師は約41%にとどまっている）。また、現在、高等学校の学習評価については、観点別学習状況の評価の趣旨を踏まえた学習評価を行い、授業の改善につなげるよう努力している学校がある一方で、従来からのペーパーテストを中心としていわゆる平常点を加味した、成績付けのための評価にとどまっている学校もあるとの指摘がなされた。「報告」においては、小・中学校において観点別学習状況の評価が定着していることを鑑み、高等学校においても、学習指導と学習評価を一体的に行うことにより、生徒一人一人に学習内容の確実な定着を図り、授業の改善に寄与するという学習評価の重要性は異なるものではないことが示された。また、評価による指導の改善を図るとともに、評価を通じた教育の質の保障を図るため、高等学校においても、観点別学習状況の評価を推進していくことが必要であるとされた。

高等学校の指導要録については、各学校の生徒の特性、進路等に応じて多様な教育課程が編成されていることや、国の示す指導要録の参考様式としては大枠のみが示され、各教科・科目の学習状況の記録については原則として評定のみの記載とされており、観点別学習状況の評価

を記載することとはされていない。そのため、「通知」においては、日常の授業における評価において引き続き観点別学習状況の評価を実施し、きめの細かい学習指導と生徒一人一人の学習の確実な定着を図る必要があること、また、指導要録上の評定については観点別学習状況の評価を引き続き十分踏まえて実施することとしている（「報告」では、『設置者である都道府県教育委員会等においては、きめ細かい学習指導の充実と生徒一人一人の学習内容の定着を図るため、指導要録において観点別学習状況を記載できるようにすることも有効な手段である』と明記されている）。さらに、学習評価は、生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能を有するものである。したがって、学校が地域や生徒の実態を踏まえて設定した観点別学習状況の評価規準や評価方法を明示するとともに、それらに基づき学校において適切な評価を行うことなどにより、高等学校教育の質の保証を図ることが求められている。

各学校においては、「報告」や「通知」を参考にし、設置者の教育委員会等と連携しながら評価の観点等について議論を深め、適切な学習評価を実施することにより、新しい学習指導要領の円滑な実施につなげることが期待される。



出典：平成21年度文部科学省委託調査「学習指導と学習評価に対する意識調査」